

## 匝瑳市ネーミングライツ事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、法人に市が所有する施設（以下「施設」という。）の愛称を決定する権利（以下「命名権」という。）を付与し、当該法人からその対価（以下「命名権料」という。）を得ることにより、市の新たな財源を確保することを目的に行う事業（以下「ネーミングライツ事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (事業の基本方針)

第2条 ネーミングライツ事業は、市の財産、事業等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、施設の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進等における公平性を損なわないようにしなければならない。

2 ネーミングライツ事業により決定した愛称は、第9条第2項に規定する契約期間中、その愛称を使用するものとする。ただし、条例で定める施設の名称については変更しないものとする。

### (契約の相手方としない法人)

第3条 次に掲げる法人は、ネーミングライツ事業に関する契約（以下「契約」という。）の相手方（以下「相手方」という。）となることはできない。

- (1) 施設の公共性及び品位を損なうおそれのある業種を営む法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業その他これに類似する業種を営む法人
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人的宣伝に係る業種を営む法人
- (4) 公の秩序及び善良な風俗に反する業種を営む法人
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手續中の法人
- (6) 匝瑳市の市税を滞納している法人
- (7) 各種法令に違反している法人

- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない法人
- (9) 法人並びにその代表者及び従業員（役員を含む。）が匝瑳市暴力団排除条例（平成24年匝瑳市条例第1号）第2条第1号から第3号までに規定するものである法人
- (10) 匝瑳市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成18年1月23日制定）に基づく指名停止を受けている法人
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が相手方として適当でないと認める法人

（表記することができる愛称）

第4条 ネーミングライツ事業により命名する愛称は、市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等の規定に違反し、又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (4) 社会問題の主義及び主張に関するもの
- (5) 個人の名刺広告に関するもの
- (6) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害し、又はそのおそれのあるもの
- (7) 青少年の健全な育成を阻害し、又はそのおそれのあるもの
- (8) 市政運営に支障を及ぼし、又はそのおそれのあるもの
- (9) たばこ販売促進に関するもの
- (10) 人権を侵害し、若しくは差別を助長し、又はそれらのおそれのあるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、愛称として適当でないと市長が認めるもの

（募集要領）

第5条 市長は、ネーミングライツ事業を実施する事案ごとに、募集要領を作成し、市ホームページ、広報そうさ等への掲載等により広く募集するものと

する。

2 前項の募集要領には、次の事項を記載するものとする。

- (1) ネーミングライツ事業を実施する施設の種類及び名称並びに場所及び位置
- (2) 付与する権利の内容
- (3) 希望契約期間
- (4) 募集方法及び募集期間
- (5) 選定の方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項

(申込み)

第6条 ネーミングライツ事業に申込みしようとする法人（以下「申込者」という。）は、ネーミングライツ事業申込書（第1号様式。以下この条において「申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて、持参又は郵送により、別に定める申込期間内に市長に申し込まなければならない。この場合において、申込書を郵送するときは、当該期間内必着とする。

- (1) ネーミングライツ事業（新規）申込みに係る誓約書（第2号様式）
- (2) 法人の概要を記載した書類
- (3) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (4) 法人の登記事項証明書
- (5) 最新の事業計画書
- (6) 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
- (7) 匝瑳市の市税に滞納がないことを証明する書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(審査委員会)

第7条 相手方となる候補者としての適否を審査するため、ネーミングライツ審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、副市長、秘書課長、企画課長、総務課長、財政課長、農林水産

課長、商工観光課長、都市整備課長、建設課長、福祉課長、野栄総合支所長生涯学習課長及び市長が指名する職員をもって組織する。ただし、市長が必要と認めるときは、ネーミングライツ事業に関して専門的知識を有する者等を委員として委嘱することができる。

- 3 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総括する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員会の庶務は、財政課において処理する。

(決定)

第8条 委員会は、第6条の規定による申込みがあったときは、審査を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による報告を参酌した上で、優先候補者を決定するものとし、申込者に対し、その結果をネーミングライツ事業優先候補者審査結果通知書（第3号様式）により通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により決定した優先候補者と次条第2項に規定する契約期間その他契約に係る必要事項について協議を行い、相手方とするか否かを決定し、ネーミングライツ事業協議結果通知書（第4号様式）により当該優先候補者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の協議の結果、相手方としない旨の決定をしたときは、他の申込者と協議を行うことができる。この場合において、その手続については、同項の規定を準用する。

(契約の締結)

第9条 市長は、前条第3項の規定により決定した相手方と契約を締結するものとする。

- 2 契約の期間（以下「契約期間」という。）は、3年以上10年以内とする。

(命名権料の納入)

第10条 契約を締結した者（以下「命名権者」という。）は、命名権料を、匝瑳市財務規則（平成18年匝瑳市規則第65号）に定める納入通知書により年度ごとに市長の指定する期日までに、一括で納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、命名権者と協議の上、支払方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

(施設看板の整備等)

第11条 命名権者は、次に掲げる当該施設に係る整備等（次項及び第3項において「整備等」という。）を行わなければならない。

- (1) 愛称の使用に伴う施設の看板の設置、撤去又は変更及びこれらに係る施設の改修等
  - (2) 設置又は変更した施設の看板の修繕等の維持管理
  - (3) 契約期間満了（第14条の規定による取消しを含む。）に伴う施設の看板等の原状回復
- 2 整備等に係る費用は、命名権者の負担とする。
- 3 整備等を起因とする一切の責任は、命名権者が負うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 命名権者は、この要領及び契約に基づき付与された権利を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(指定管理者との協議)

第13条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に管理を行わせている施設については、愛称の使用に関して、市、当該指定管理者及び命名権者との間で必要な事項について協議するものとする。

(取消し等)

第14条 市長は、命名権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条第3項の規定による決定（以下「決定」という。）を取り消し、契約

を解除することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により決定を受けたとき。
  - (2) この要領又は契約に違反したとき。
  - (3) 第3条第1号から第9号までに規定する法人に該当することとなったとき。
  - (4) 社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由の発生その他市長が命名権者として不相当と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により決定を取り消し、契約を解除したときは、ネーミングライツ事業決定取消等通知書（第5号様式）により命名権者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により決定を取り消し、契約を解除したときは、第10条の規定により既に納入された命名権料については返還しないものとする。
- 4 第1項の規定により決定を取り消し、契約を解除したことによって生じた損害については、市はその責めを負わない。

（契約期間更新の申込み等）

- 第15条 命名権者は、契約期間の更新を希望するときは、ネーミングライツ事業更新申込書（第6号様式）にネーミングライツ事業（更新）申込みに係る誓約書（第2号様式）及び市長が必要と認める書類を添付して、当該契約期間満了6月前までに市長に申し込まなければならない。以後の更新についても同様とする。
- 2 第3条、第5条及び第8条から前条までの規定は、前項の規定による契約期間の更新について準用する。

（補則）

- 第16条 この要領に定めるもののほか、ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

ネーミングライツ事業申込書

年 月 日

匝瑳市長 あて

住所又は所在地

法人名

代表者氏名

印

匝瑳市ネーミングライツ事業実施要領第6条の規定により、下記のとおり申し込みます。

なお、申込みに際して、匝瑳市が当法人に係る匝瑳市の市税の納付状況を調査することについて同意します。

記

愛 称 案		
申 込 み 動 機		
希 望 施 設 名		
希 望 命 名 権 料	年	円
希 望 契 約 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
その他希望事項		
法 人 の 概 要		
担 当 者 連 絡 先	本 社 所 在 地	
	(市内事務所)	
	担 当 者 氏 名	
	部 署 ・ 役 職	
	電 話 番 号	
	F A X	
	メー ル ア ド レ ス	

第2号様式（第6条関係、第15条関係）

ネーミングライツ事業（新規・更新）申込みに係る誓約書

年 月 日

匝瑳市長 あて

住所又は所在地

法人名

代表者氏名

印

匝瑳市 施設ネーミングライツ事業の（新規・更新）申込みに当たり、次の事項について誓約します。この誓約が事実と相違することが判明したときは、匝瑳市が行う一切の措置について異議を申し立てません。

- 1 匝瑳市ネーミングライツ事業実施要領及び募集要領の規定を遵守すること。
- 2 匝瑳市ネーミングライツ事業実施要領第3条に規定する法人でないこと。
- 3 ネーミングライツ事業に起因する損害賠償請求等がなされたときは、当法人の責任において解決すること。



第3号様式（第8条関係）

ネーミングライツ事業優先候補者審査結果通知書

第 号  
年 月 日

様

匝瑳市長



年 月 日付けで申込みのありましたネーミングライツ事業について、下記のとおり決定しましたので、匝瑳市ネーミングライツ事業実施要領第8条第2項の規定により通知します。

記

希望施設名	
愛称案	
審査結果	<input type="checkbox"/> 優先候補者とする。
	<input type="checkbox"/> 優先候補者としない。
理由等	

第4号様式（第8条関係）

ネーミングライツ事業協議結果通知書

第 号  
年 月 日

様

匝瑳市長



年 月 日付けで申込みのありましたネーミングライツ事業について、下記のとおり決定しましたので、匝瑳市ネーミングライツ事業実施要領第8条第3項の規定により通知します。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 契約の相手方とする。
	<input type="checkbox"/> 契約の相手方としない。
	(理由)
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 年 か月)
命名権料	年 円

第5号様式（第14条関係）

ネーミングライツ事業決定取消等通知書

第 号  
年 月 日

様

匝瑳市長



年 月 日付け第 号による決定及び 年 月 日付けで締結した契約については、次の理由により、取り消し、及び解除しましたので匝瑳市ネーミングライツ事業実施要領第14条第2項の規定により通知します。

なお、同条第3項の規定により既に納入されました命名権料については、返還しません。

施 設 名	
取り消し及び解除年月日	年 月 日
取り消し及び解除の理由	

第6号様式（第15条関係）

ネーミングライツ事業更新申込書

年 月 日

匝瑳市長 あて

住所又は所在地

法人名

代表者氏名

印

ネーミングライツ事業の更新について、匝瑳市ネーミングライツ事業実施要領第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

なお、申込みに際して、匝瑳市が当法人に係る匝瑳市の市税の納付状況を調査することについて同意します。

記

更新希望施設名		
希望命名権料	年	円
希望契約期間	年 月 日から	年 月 日まで
その他希望事項		
法人の概要		
担当者連絡先	本社所在地	
	(市内事務所)	
	担当者氏名	
	部署・役職	
	電話番号	
	F A X	
	メールアドレス	